



多様な大都市制度の早期実現について – 特別市の法制化の必要性 –

令和 7年 5月16日

指定都市市長会

多様な大都市制度実現プロジェクト 担当市長

川崎市長 福田 紀彦

我が国的地方自治制度の歴史

明治 4 (1871) 年 廃藩置県 → 全国に305府県

明治21 (1888) 年 県の大合併 → 47道府県の形が確立 15,859市町村

昭和22 (1947) 年 地方自治法施行・一層制の**特別市制度創設**

昭和31 (1956) 年 地方自治法改正・**指定都市制度の成立**

65年以上、
指定都市制度は変わっていない

130年以上、
県の形、二層制の体制は変わっていない

令和 7 (2025) 年 現在 → 47都道府県 1,741市区町村

我が国的地方自治の構造は**硬直的**で、環境変化に対応できない状況

我が国に対する危機意識

人口減少時代の到来

- 我が国の総人口は**2008年をピークに減少局面に転じており、約50年後の2070年には現在の7割に減少し、65歳以上人口がおよそ4割を占める**とされている
- 令和6年4月の人口戦略会議の分析レポートによると、全国の4割にあたる**744自治体が「消滅可能性自治体」とされた**

東京都への一極集中のリスク

- **首都直下地震等の大規模災害や新たなパンデミックなどの際には、社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性**

我が国の経済の停滞

- **我が国の経済が長期にわたり停滞し、国際的地位も低下**
- **我が国全体の成長を促すためには、個別最適と全体最適を両立できる圏域を形成するとともに、多極分散型社会の実現が重要**

人口減少時代に基礎自治体に求められる役割

基礎自治体の役割の重要性

基礎自治体の役割

- 住民に一番身近な基礎自治体ができる限り行政サービスを担う
- 住民がより良い行政サービスを受けるためには、それを提供する自治体が地域のニーズを把握し、それに基づき施策の決定・実施することが重要

人口減少時代において、今後さらに重要な事項

業務の標準化・効率化

- システム標準化やデジタル技術の活用による効率化
- 少ない人員で事務を行える体制に



外部資源の活用や共同利用等

- 自治体間の連携等による行政サービスを維持・効率化
- 施設の共同利用や共同処理など



さらなる業務の標準化や外部資源の活用等が重要

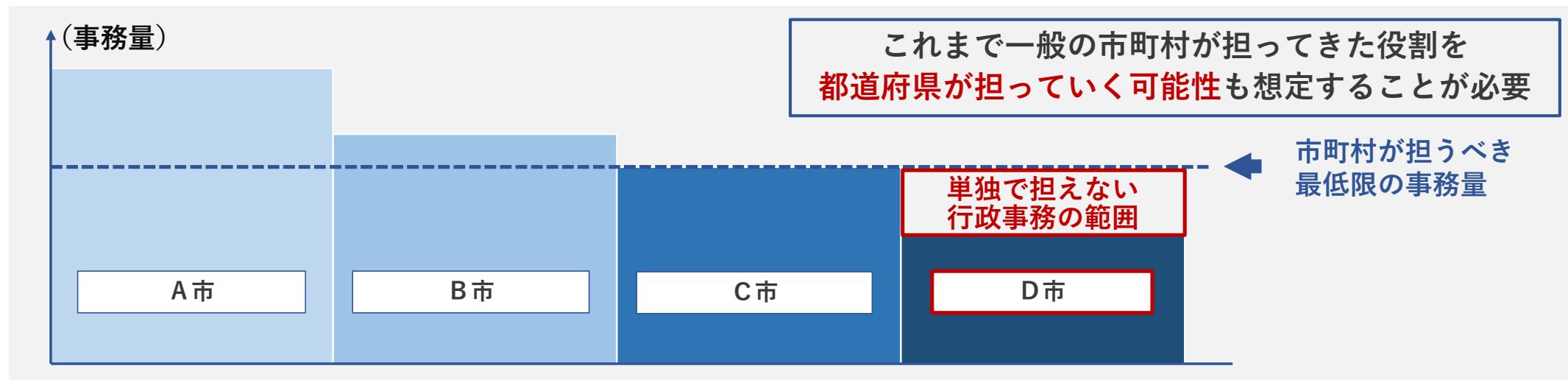
人口減少時代に広域自治体に求められる役割

■ 広域自治体の役割の変化

人口減少時代における都道府県の役割の変化

都道府県は、市町村間の連携が困難な地域の自治体の補完・支援を積極的に行うことが求められる

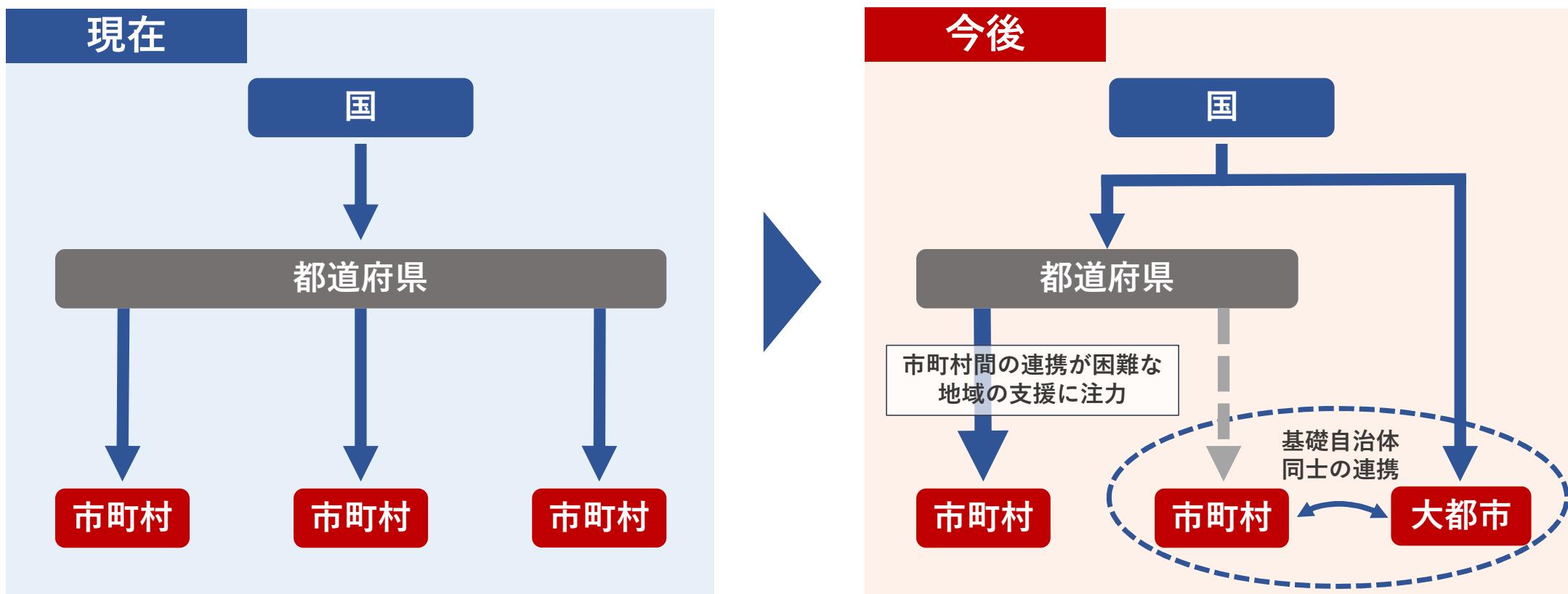
■ 市町村が単独で担えない行政事務が発生する恐れ



持続可能な形で地域に行政サービスを提供するためには、
広域自治体が果たす役割が変化していくことを想定する必要

地方行政推進体制のあり方の見直しの必要性

■ 画一的な二層制からの脱却



都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、
地方行政推進体制のあり方を抜本的に見直すことが必要

自治体連携による圏域における取組の重要性

■ 圏域の形成とマネジメントの重要性

個別最適と全体最適

■ 人口増加の時代

- 人口の増加や都市の拡大に伴い増加する行政課題に対し、個々の自治体が新たな政策や取組の工夫等により対応するなど、**個別最適を追求**

■ 人口減少により個々の自治体が維持できるサービスや施設等が縮減する時代

- 行政の課題解決手法が成熟し、自治体同士がネットワークで結ばれるようになったことで、全体最適の支障となる行政サービスの質や水準に直結しない業務のカスタマイズは避けることが必要
- その上で、標準化された共通基盤を用いて、効率的にサービスを提供する体制の構築が必要
- 個々の自治体の個別最適を追求しながらも、**圏域での全体最適を図ることが必要**

個別最適と全体最適を両立できる圏域形成・マネジメントの仕組みが必要

大都市の役割を最大限発揮できる仕組みの構築の必要性

大都市の役割



住民に身近な基礎自治体としての役割

- 社会経済環境の変化に的確に対応し、**大都市**として多くの住民に対して、福祉・まちづくり・ごみ処理・義務教育・消防などの**住民に密着した行政サービス**について、効率的かつ効果的に提供していく
- 住民ニーズの把握から意思決定までの**スピード**を高めていく



圏域における中枢都市としての役割

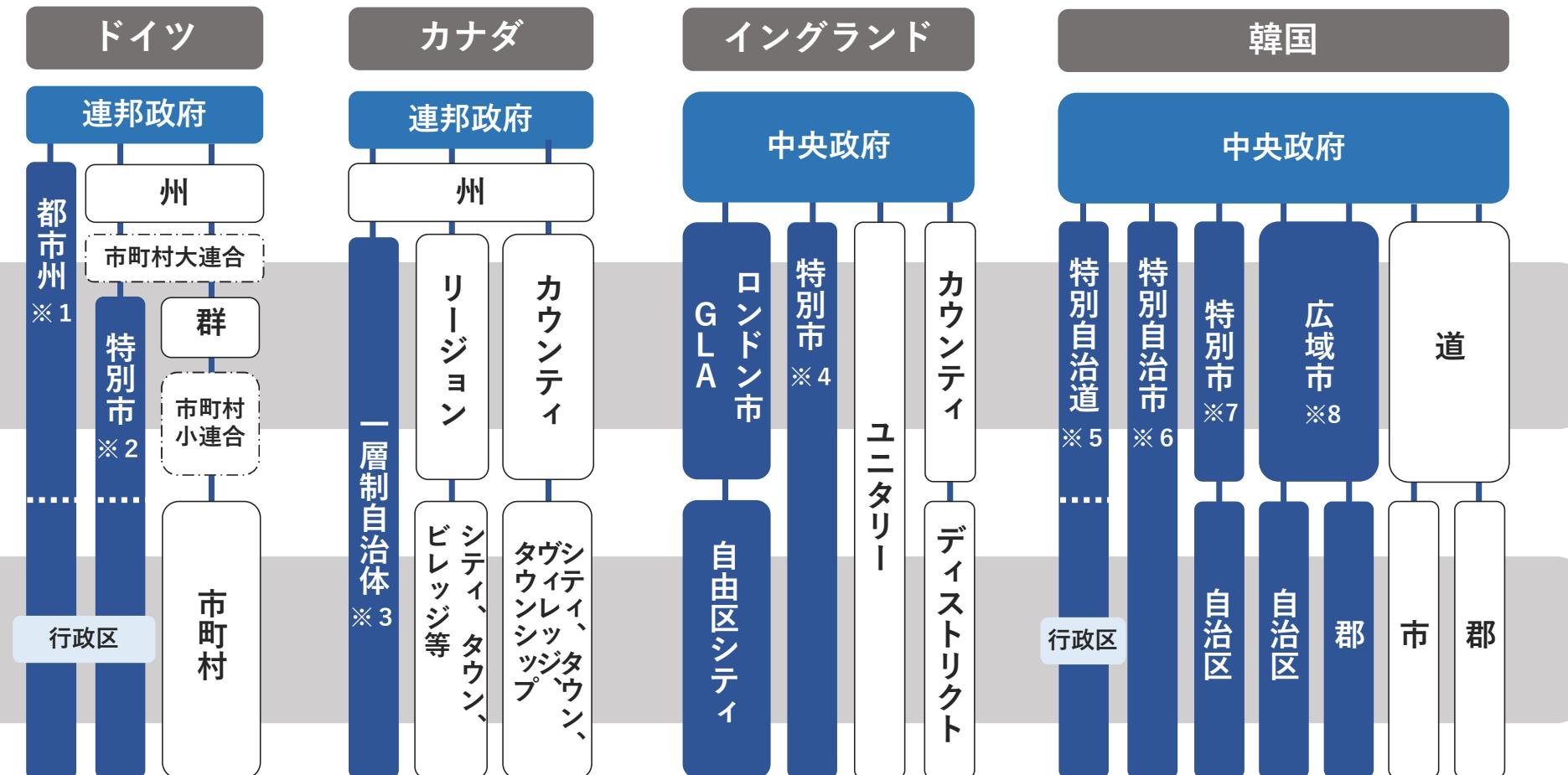
- 都市圏全体の活性化、**発展**のための牽引役となる
- 人が集まり活動を生むフィールドを創出していく
- 魅力あるまちを増やし、**多極分散型社会**の構築を目指していく



先端都市として都市行政を先導する役割

- 環境問題や安全・安心の問題など、**都市的課題**に対し、先駆けて施策を打ち出す
- 都市行政の先端都市として**全国をリード**していく
- 都市の**国際競争力を強化**し、世界を引きつける都市の魅力向上を図っていく

世界における大都市制度



※1 ベルリン、ブレーメン、ハンブルク
※2 ミュンヘン等

※3 トロント、オタワ、ハミルトン等
※4 マンチェスター、リバプール等

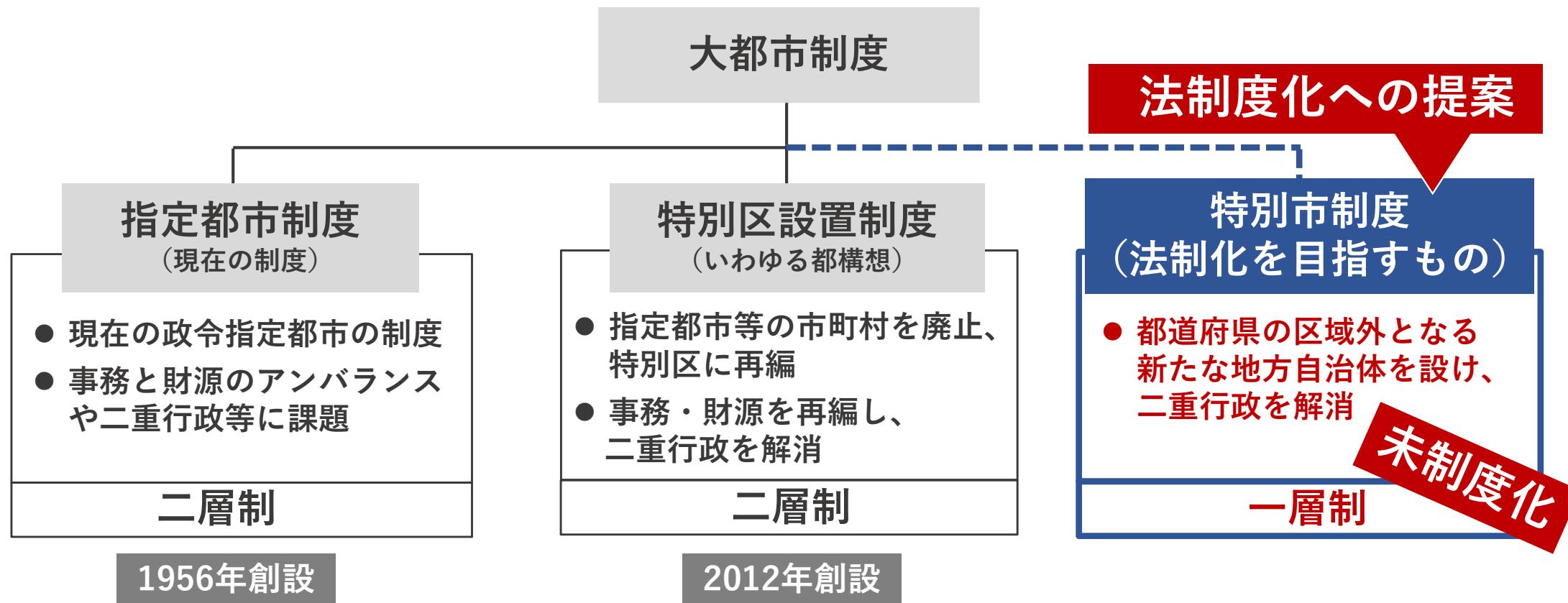
※5 済州等
※6 世宗

※7 ソウル
※8 釜山、大邱、仁川等

世界では独立性の高い大都市が活躍できる制度により経済成長を牽引 8

新たな大都市制度「特別市」の提案

新たな大都市制度の創設

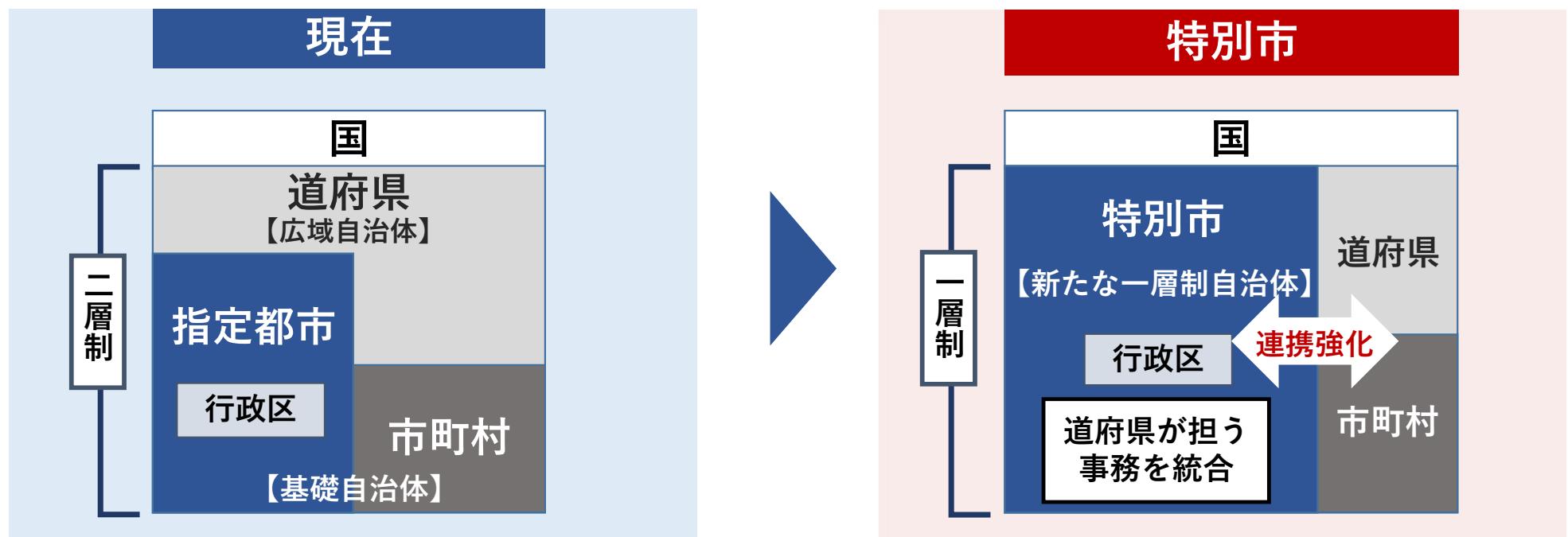


地域の実情に応じて
ふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき

特別市制度の概要

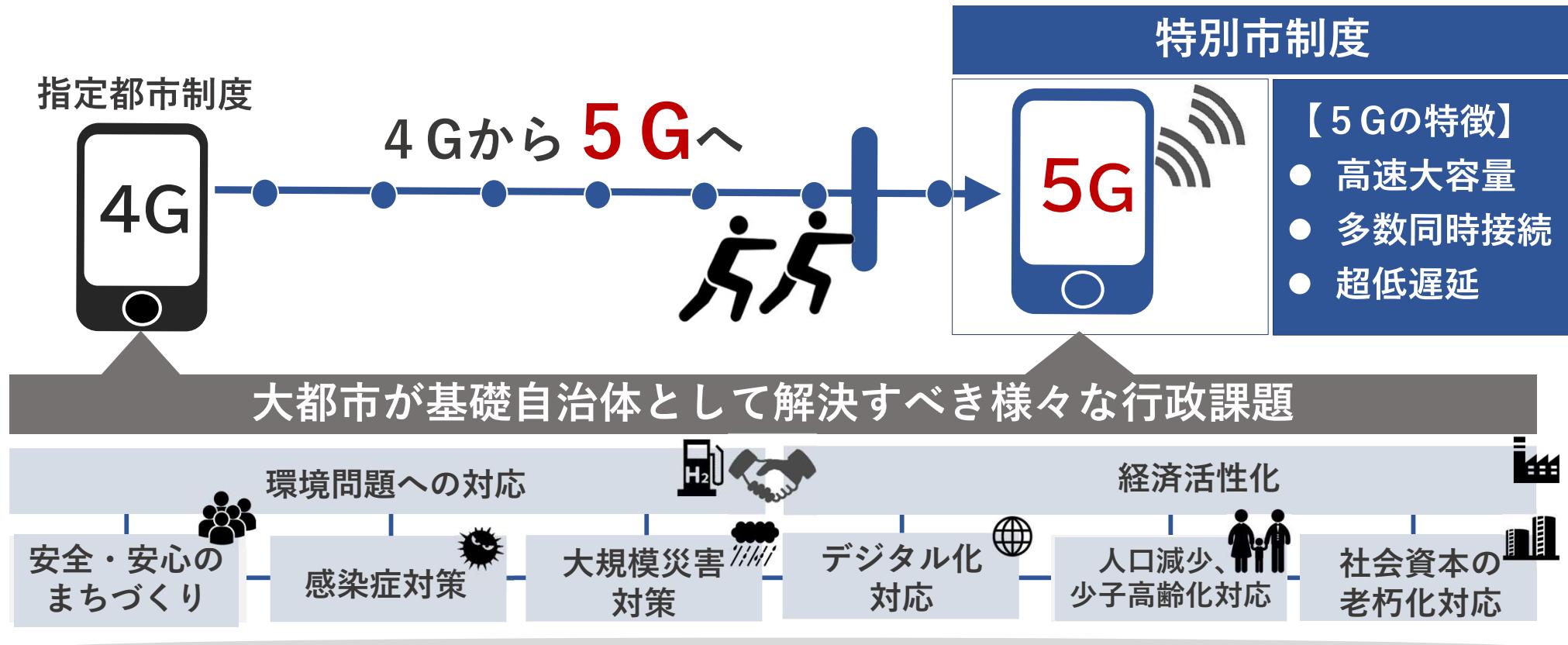
新たな大都市制度「特別市」について

- 広域自治体に包含されない**一層制の地方公共団体**
- 現在、道府県が指定都市の市域において実施している広域自治体の事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、**住民に身近な基礎自治体が一元的に担う**ことで、**効率的かつ機動的な都市経営の実現**を可能とする新たな地方自治の仕組み



特別市実現はプラットフォーム改革

■ プラットフォーム改革のイメージ



特別市の実現は、**行政サービス向上**のための**プラットフォーム改革**

特別市の権限と人口減少時代に果たすべき責務

■ 特別市の権限

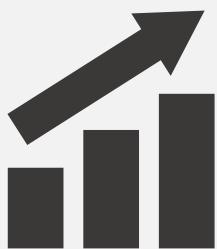


特別市は、**市域内の地方税の全てを賦課徴収する**



特別市は、**市域内の事務の一元的な行政権限を有する**

■ 特別市が果たすべき責務

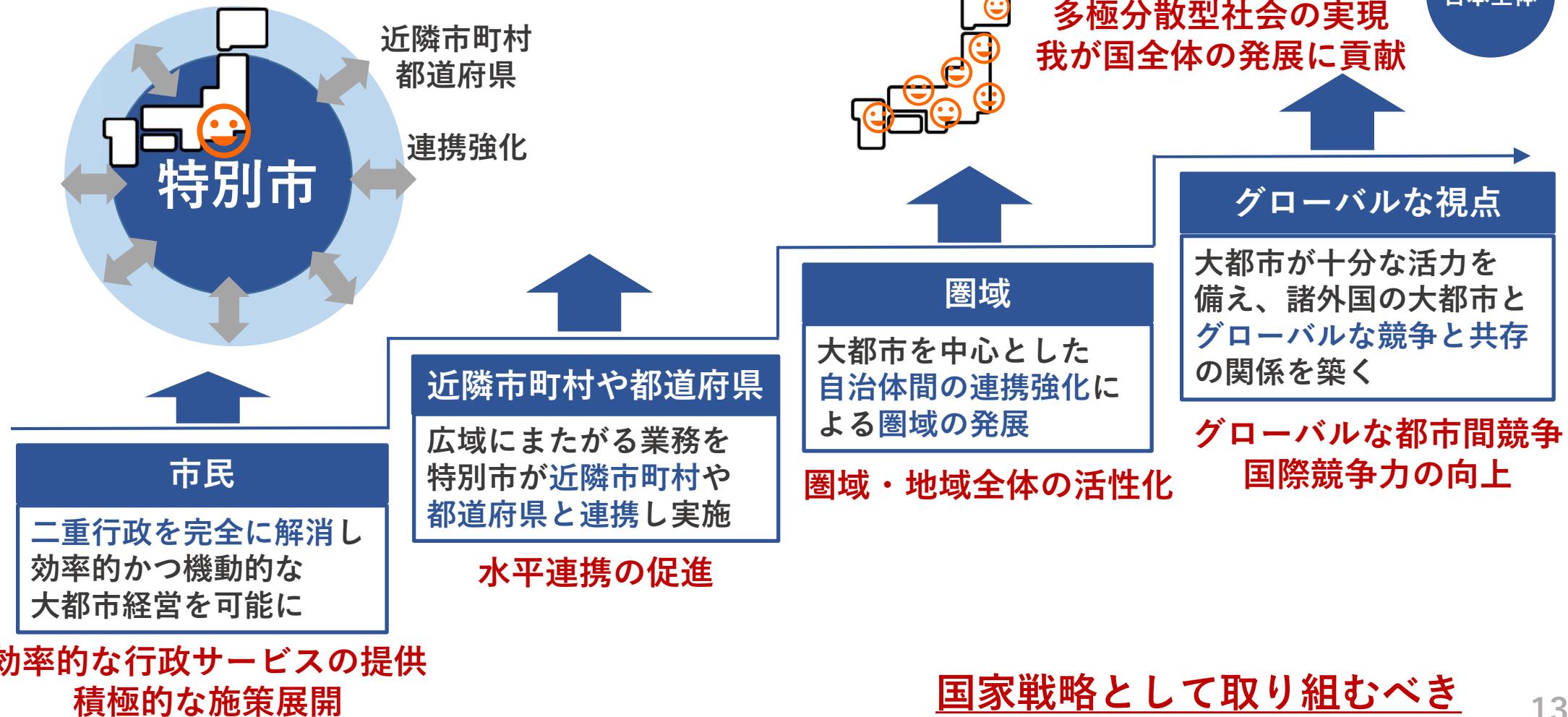


■ 特別市の成果を市域外にも広く還元

- 我が国の危機的状況が見込まれる中、
行政サービスの充実や都市の成長による成果を、
市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、さらには日本全体に還元していく

特別市がもたらす効果

人口減少時代に対応するための大都市の姿



特別市の実現による道府県との役割分担・連携

道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービスの提供

道府県との具体的な役割分担

【特別市】 圏域の状況に応じて、近隣自治体等との水平連携の中心的役割を果たす

【道府県】 市町村間の連携が困難な地域の自治体に対する垂直補完の役割を果たす

道府県との連携の考え方



大胆な制度改革も視野に、さらなる広域連携を促進

- 特別市と都道府県が共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築も視野に入れて、広域連携を促進

特別市と道府県がそれぞれの役割に注力・連携することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供が可能に

特別市の法制化に向けて

1 次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請

【要請のポイント】

我が国を取り巻く危機的な状況と将来をしっかりと見据え、次のことを要請



- 指定都市が果たす役割や大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において調査審議を行い、特別市の法制化に向けた議論を加速すること
- 次期地方制度調査会に向けた検討を進める際には、研究会の設置などにより、現場の実情を知る指定都市に対して、あらかじめ十分な意見聴取を行うこと

総務大臣へ要請活動（令和6（2024）年11月）

2 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）

【提言（素案）のポイント】

人口減少時代など我が国に対する危機意識を踏まえ、次の趣旨でとりまとめ



- 道府県、市町村の役割分担を含む地方行政体制の整備を行うとともに、長年にわたり変わらない我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことが必要
- 持続可能な社会や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築を図る仕組みの一つとして新たな大都市制度である「特別市」の早期法制化を提案

総務大臣へ説明（令和6（2024）年11月）

今後、幅広い関係者と意見交換を行い、令和7（2025）年度中の提言策定を目指す

総務省ワーキンググループ

「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」(総務省)

令和6（2024）年11月設置

人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、
自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、
具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論するための研究会

大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ

令和6（2024）年12月設置

大都市に特有の行政課題に対応する観点から、大都市に関する制度や**大都市圏域での取組**に関し
具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行うためのワーキンググループ

※ 指定都市市長会はオブザーバーとして参加

【第2回ワーキンググループ（令和7（2025）年1月開催）】

指定都市市長会として、指定都市制度、「特別市」制度に関するヒアリングに対応

指定都市市長会の取組

指定都市市長会としての取組経過

- 平成22（2010）年5月～ 特別市制度の創設等について国などに継続して要望
- 令和2（2020）年11月 「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置
- 令和3（2021）年11月 特別市の必要性や法制化案等の最終報告とりまとめ
- 令和4（2022）年4月～ 新たに「多様な大都市制度実現プロジェクト」設置
(13市長が参加 令和6（2024）年4月現在)
特別市の法制化に向けて機運醸成の取組を展開



多様な大都市制度実現プロジェクト
(令和6（2024）年11月)

指定都市の市長が一体となって、
多様な大都市制度の早期実現を目指す

関係者との意見交換の状況

関係者との意見交換



「指定都市を応援する国會議員の会」
役員懇談会（令和5（2023）年11月）



経済同友会「地域共創委員会」との意見交換
(令和7（2025）年1月)

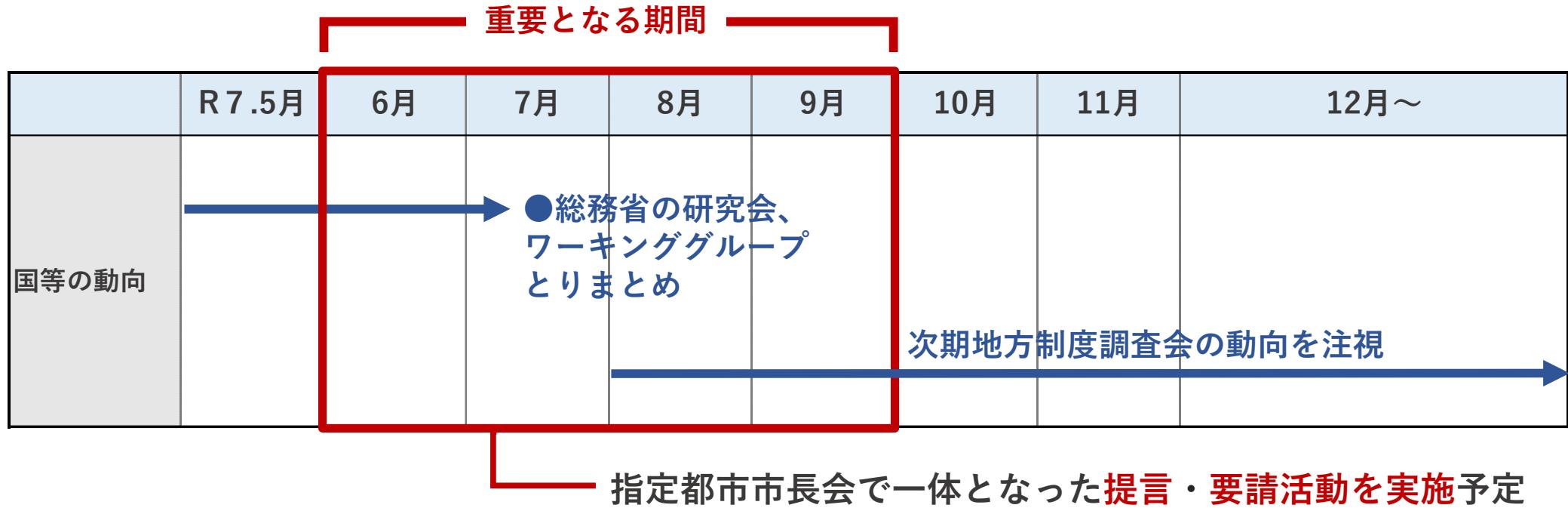


指定都市市長会シンポジウム
(令和7（2025）年2月)

我が国の危機意識を共有し、将来を見据えた議論を開く

多様な大都市制度の早期実現に向けて

特別市の法制化に向けた機運醸成



**大都市制度のあり方について
次期地方制度調査会の諮問事項とされるよう、
国に対する働きかけなど、お力添えをお願いしたい**

參 考 資 料

これまでの特別市の議論や整理を踏まえて、追加説明が必要な事項

趣旨

- 指定都市市長会では、令和3年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」をとりまとめた。
- 同報告書では、特別市制度の概要及び必要性・効果、第30次地方制度調査会で指摘された課題への対応（考え方）を整理した。
- 指定都市市長会で「人口減少時代等を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」をとりまとめることに伴い、改めて、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において議論を行い、これまでの特別市における議論や整理を踏まえて、追加説明が必要な事項に関する考え方（素案）を整理した。

【今回整理を行った主な事項】

- 1 指定都市制度における具体的な支障事例
- 2 新たな大都市制度としての「特別市」の必要性
- 3 特別市がもたらす経済成長
- 4 特別市の制度内容等に関すること
 - 4-1 区の住民代表機能の考え方
 - 4-2 特別市の移行に向けた住民投票の考え方
 - 4-3 広域事務、連携のあり方（警察事務含む）
 - 4-4 税財政制度のあり方
 - 4-5 道府県有施設の取り扱い

1 指定都市制度における具体的な支障事例

これまでの議論や整理

- 指定都市制度は、不明確な役割分担等による道府県と指定都市間の二重行政が存在するとともに、指定都市市民は、行政サービスの多くを指定都市から受けているにも関わらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生
- 指定都市は、大都市として、多種多様な行政課題に対応しているにも関わらず、その能力・役割に見合った権限と財源を十分に持っておらず、効率的かつ機動的な大都市経営ができていないという課題が発生
- 指定都市制度の課題は、道府県と指定都市の二層制の構造上の問題であり、個々の権限移譲の推進（実質的特別市）では、解決できない課題である。

具体的な支障事例

PLUS 1

- 道府県の関与により、道府県との調整や確認に時間要するなど、迅速かつ的確な政策展開の支障となっている。
 - ・新型コロナウイルス感染症など大規模な危機事象への対応
 - ・私立幼稚園の設置認可・指導など道府県と市の類似業務
 - ・都市計画事業の認可など土地の使用・管理
 - ・医療計画など道府県計画による制限 など…
- 指定都市の市民からは、交通安全対策の標識に関して「規制」と「安全対策」の項目で権限が異なり、相談窓口が分かれているため、住民ニーズへの迅速な対応が図れていないとの声が多数挙がっている。
- 企業誘致等による税収効果のうち、法人事業税など税源涵養効果の一部は道府県税となっており、魅力的なまちづくりによる税収増が地域や新たな再開発等へ還元・循環できず、効果的な都市や圏域の成長に繋がらない。

2 新たな大都市制度としての「特別市」の必要性

これまでの議論や整理

- 指定都市の市民は、受益と負担の関係にねじれが発生しているなどの課題
- 特別市は、二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能とし、市民サービスを向上
- 特別市の実現により、圏域・地域全体の発展・活性化、我が国の更なる成長等に繋げることが可能
- 指定都市制度と特別区設置制度が法制化されている中、地域の実情に応じて大都市制度を選択できるようにするため、新たな大都市制度として、「特別市制度」の法制化が必要

考え方

PLUS 1

- 人口減少社会等において持続可能な行政サービスの提供等が求められる中、特別市の実現によって、特別市と道府県がしっかりと役割分担を行い、それぞれの役割に注力することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がる。
- 広域事務については、都道府県との役割分担のもと、都道府県と特別市の連携、特別市と他の基礎自治体同士の連携を促進することが可能となる。さらには、道府県域をまたぐ広域連携が促進される。
- 高次の都市機能が集積していて、道府県からの自立性が高い大都市は、特別市への移行によって、より自立した大都市経営を行うことが、市民サービス向上はもとより、我が国の発展・成長にとってプラスの効果をもたらす。
- 指定都市移行の経過や地域特性などもあり、すべての指定都市が特別市に移行することを前提としたものではない。

3 特別市がもたらす経済成長 – 多極分散型社会の構築により東京一極集中の是正にも寄与 –

これまでの議論や整理

- 現場力を有する特別市がその経験を活かし広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施することで、圏域・地域全体の発展及び活性化に繋がる。
- 特別市の導入により我が国全体の成長を牽引する大都市が複数誕生し、個性と魅力を競い合う経済圏を作ることは、多極分散型社会の実現に繋がり、我が国全体の発展に貢献するとともに、地域経済圏域の発展に貢献
- 特別市の創設により、大都市が我が国の更なる成長と発展を牽引し、世界の大都市との競争が可能

考え方

PLUS 1

- 日本の大都市として十分な活力を備え、地域の特徴・強みを活かした分野において諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、海外都市との都市間競争や都市ブランドの向上、先端都市としての行政課題の解決の実証フィールドとしての魅力向上、さらには、強い経済圏の確立などの効果が見込める。
- 特別市をはじめとした力のある大都市及び大都市圏域が我が国に複数誕生することにより、国内におけるリソースの取り合いではなく、グローバルにも企業や人、投資を呼び込むなど、東京一極集中の課題解決にも寄与しながら、多極分散型社会を実現する効果が期待できる。
- 特別市は、メガリージョンの活力を強化させるものであり、人口減少社会等においても複数の大都市圏域が我が国の成長を牽引し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが期待される。

3 特別市がもたらす経済成長 具体的なイメージ



- 自立した大都市として、効率的な行政サービスの提供や積極的な施策を展開
- 新たな投資が促進され、積極的な企業誘致や地域開発等も可能となり、施策の自由度の高まりとの相乗効果により、魅力あるまちづくりを好循環に展開
- 自立した大都市が形成する圏域をマネジメントし、持続可能な行政サービスの提供と圏域の成長を牽引
- 道府県との役割分担や、都道府県と特別市の共同実施による広域行政、特別市と他の基礎自治体同士の連携による広域連携の取組を促進
- 地域の特徴・強みを活かした分野において世界における都市ブランドの向上、先端都市としての実証フィールドとしての魅力向上
- 海外都市とのグローバルな都市間競争や共存が加速し、グローバルにも企業や人、投資を呼び込み、強い経済圏を確立
- 大都市圏域が我が国に複数誕生することにより、多極分散型社会を実現
- 国内におけるリソースの取り合いではなく、グローバルにも活躍し、多極分散型社会を構築することから、東京一極集中の課題解決にも貢献

経済成長の要素

技術革新

生産性向上

投資促進

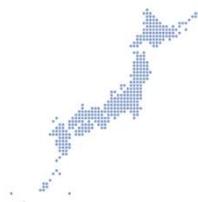
雇用創出

業務効率化

+

多極分散

我が国の持続可能な社会の構築と経済成長の好循環を実現



4 – 1 区の住民代表機能の考え方

これまでの議論や整理

- 法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分 【指摘事項】
- 過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要 【指摘事項】
- 特別市における区は、法人格を有しない行政区（市の内部組織）
- 区は、区の役割、予算、裁量等を拡充することに併せ、区長の位置付けを強化するとともに、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化

考え方

PLUS 1

- これまでの議論や整理を踏まえ、大都市の一体性を確保し、迅速な意思決定を可能とすることを考慮しながら、次のことを前提とするなど、住民代表機能を強化・担保し、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化する。
 - ・区内選出議員の市議会議員で構成する区の常任委員会等を設置
 - ・区長は、議会同意が必要な特別職化を検討
- 本件には、市議会にも多様な見解があると考えられることから、検討には十分な議論が必要である。

4 – 2 特別市への移行に向けた住民投票の考え方

これまでの議論や整理

- 多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書（令和3年11月）では、住民代表である市議会及び道府県議会の議決を経ること、市民目線では市の区域が変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、特別市の移行の意思決定においては、住民投票は制度化せず、地域の実情に応じて任意で実施すると整理
- 移行手続きについては、市議会及び道府県の議決を経た上で、市と道府県が共同申請すると整理

考え方

PLUS 1

- 特別市への移行により、指定都市の住民が道府県民でなくなるという影響があること、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」では、住民投票が必要とされていることを踏まえ、住民投票の制度化にはさらなる議論を行う必要がある。
- 特別市に移行する市民には、市の区域の変更や新たな住民負担は発生しないが、道府県の区域外となることや、道府県知事や道府県議会議員の選挙権がなくなるといった影響も考えられる。
- 一方、特別市以外の道府県民には、道府県が提供する住民サービス、道府県の名称等を含め、直接的な不利益となる影響等は与えない。
- 仮に住民投票が制度化された場合には、特別市への移行は、特別市に移行する基礎自治体のあり方を問うものであるため、住民投票を行う範囲は「市民」を前提と考えるべきである。

4 – 3 広域事務、連携のあり方（警察事務含む）

これまでの議論や整理

- 現場力を有する特別市がその経験を活かし広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施し、圏域・地域全体の発展・活性化に繋がる
- 警察事務について、特別市の区域とそれ以外の区域に分割されることになるが、広域犯罪への対応に懸念 [【指摘事項】](#)

考え方

PLUS 1

- 特別市は、市域内の地方税の全てを賦課徴収するとともに、一元的な行政権限を有するため、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく。
- 人口減少社会等を背景として、自治体間の広域連携がこれまで以上に重視される中、特別市と都道府県が共同で事務処理を行う仕組みや、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築など、大胆な制度改革も視野に入れた制度設計が求められる。
- 警察事務について、特別市は道府県の区域外となることから、特別市公安委員会及び特別市警察本部の設置を前提としながら、かつて、自治体警察が存在していたものの、広域犯罪等への対応も考慮し、現在の警察法により、都道府県警察に移行した経過も踏まえ、国等の判断によっては、公安委員会・警察本部を道府県と特別市が共同設置する方法も考えられる。

4 – 4 税財政制度のあり方

これまでの議論や整理

- 特別市は、全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する道府県の行政サービスの提供に影響する可能性【指摘事項】
- 特別市移行に伴い、広域自治体において財源不足が生じる場合には、必要な財政需要については、一義的には地方交付税により措置
- 特別市は、圏域において連携の中心的な役割を果たし、地域の実情に応じて、広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施

考え方

PLUS 1

- 特別市は地方税を一元的に徴収する。地方税財政制度は、地方自治制度を財政面から支えるものであるため、道府県から権限移譲される事務事業に応じた財源配分が行われるものである。
- 広域にまたがる業務について、都道府県と特別市が事務を共同処理する場合は、双方が負担金を支出する仕組みが考えられる。

4 – 5 道府県有施設の取り扱い

これまでの議論や整理

- 指定都市域内には、道府県庁や警察本部などの多くの道府県機関・道府県有施設が設置されており、特別市移行によって、多額の移管費用が発生する可能性

考え方

PLUS 1

- 既に指定都市域内にある道府県有施設等の取り扱いについては、周辺住民の利用実態や施設の性質等を踏まえて、施設の移管・統廃合を費用負担も含めて、道府県と協議していくことになる。
- 人口減少社会等において、公共施設の適正配置を考える契機になるとともに、これから高度経済成長期に作られた公共施設の維持更新見直し時期を迎える中、移転等によるコストが一時的にかかる可能性がある一方で、将来的には維持管理コストの縮減なども見込める。
- 具体的な施設再編等については、特別市が法制化された後、移行に向けた協議の中で、道府県・市間で詳細に検討・協議をするべき事項である。
- 道府県民や特別市民の利便性の観点から、特別市にそのまま設置することが望ましいと考えられる施設は、当面、特別市域に配置された状況も続く可能性はあるものと考える。